



消防の役割に関する事項

○ 消防の任務（国民保護法）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

○ 消防の任務（消防組織法）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを任務とする。

○ 避難住民の誘導

市町村長の指揮により、市町村の職員並びに消防長及び消防団長は、避難住民の誘導を行わなければなりません。

市町村の職員並びに消防吏員及び消防団員は、必要な警告又は指示をすることができます。

消防吏員は、危険な場所への立入の禁止、退去、その他の措置を講じることができます（ただし、警察官等がその場にいない場合）。

消防庁長官の指示に関する事項

【市町村長に対する指示】

消防庁長官は、特に緊急を要し、都道府県知事の指示を待っていない場合、市町村長に対し、武力攻撃災害の防御のための消防に関する措置について指示できます。

【都道府県知事に対する指示】

消防庁長官は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について指示できます。

【応援に関する指示】

消防庁長官は、特に緊急を要し、必要があると認められる場合、直接市町村長に消防の応援等のため必要な措置を講じるよう指示できます。

【消防に関する安全の確保】

消防庁長官は、これらの指示を行うときは、出動する職員の安全の確保に関し、十分配慮し、危険が及ばないように必要な措置を講じなければなりません。

2— 自主防災組織やボランティアに期待されること

阪神・淡路大震災では、大規模災害時の初動対応における自主防災組織やボランティアの役割の重要性が指摘されました。こうした自主的な防災活動は、国民保護においても、住民の避難や被災者の救助などの局面において十分活かされるものです。

このような国民の協力は、国民の自発的な意思に委ねられるものであり、また、その活動に当っては、安全の確保が十分に配慮されなければなりません。

自主防災組織やボランティアなどによる国民の協力には、次のものがあります。

- ① 住民の避難や被災者の救援の援助
- ② 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助
- ③ 保健衛生の確保に関する措置の援助
- ④ 避難に関する訓練への参加



①被災者への救援物資の配布



②負傷者への応急手当



③健康に関する相談



④避難訓練への参加

第5章 消防庁における国民保護への取組み

この章では、消防庁における国民保護への取組みについて見てみましょう。

1— 現在までの主な取組み

平成16年4月1日	消防庁国民保護準備室設置 (平成16年7月2日から消防庁国民保護室・国民保護運用室)
平成16年7月2日	消防庁国民保護推進本部設置 【本部長:消防庁長官】
平成16年9月17日	国民保護法及び同法施行令施行、 施行通知の発出
平成16年12月	国民の保護に関する 基本指針の要旨を公表 (都道府県国民保護モデル計画の基本的な考え方を公表)
平成17年3月	国民の保護に関する 基本指針の策定 (都道府県国民保護モデル計画を通知(平成17年3月))
平成17年度	指定行政機関及び都道府県の国民保護計画、 指定公共機関の国民保護業務計画の作成 (市町村国民保護モデル計画を通知(平成18年1月))
平成18年度	市町村の国民保護計画、 指定地方公共機関の国民保護業務計画の作成

※下線部分は消防庁が実施

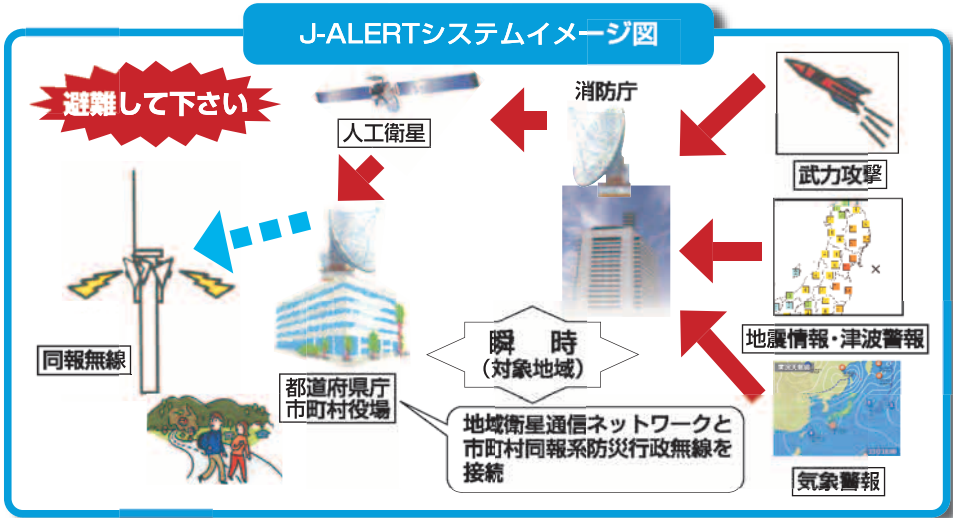
2— システムの開発

消防庁では国民保護体制の充実を図るため、国民保護に係るシステムの開発・整備に取り組んでいます。ここでは、そのシステムについて紹介します。

(1) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステムです。

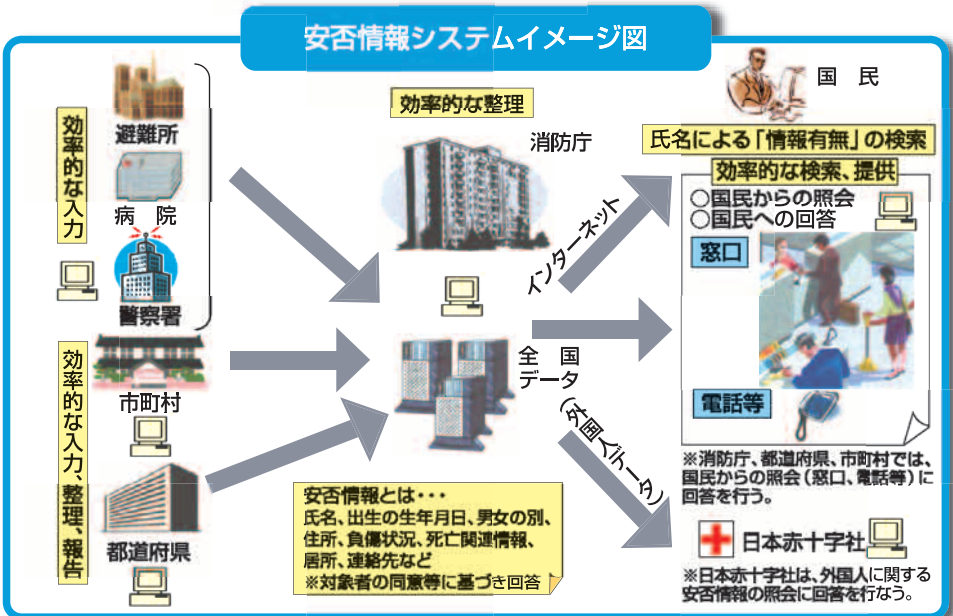
J-ALERTシステムイメージ図



(2) 安否情報システム

国民保護法により、総務大臣及び地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否に関する情報を収集し、照会があったときは回答することとなっています。安否情報システムは、国及び地方公共団体がこれらの事務を効率的に行うためのシステムです。

安否情報システムイメージ図



第6章 地方公共団体の危機管理に関する懇談会

1—開催の目的

国民保護に係るテーマを中心としつつ、自然災害や大規模事故、新たな感染症対策等の地方公共団体が取り組みを進めている各種危機管理事案の対応について幅広くご意見をいただくことを目的に、「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」（平成18年11月に「地方公共団体の国民保護に関する懇談会」を改組）が開催されています。

2—懇談会の構成

懇談会は、地方自治研究機構会長の石原信雄氏（元内閣官房副長官）を座長とし、国民保護等に関係する有識者23名が委員となって構成されています。



懇談会の様子

懇談会メンバー（五十音順）

秋本 敏文	日本消防協会理事長、 元消防庁長官	重川 希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
石川 嘉延	全国知事会災害対策専門委員長、 静岡県知事	杉田 和博	前内閣危機管理監
石原 信雄	地方自治研究機構会長、 元内閣官房副長官	関口 和重	全国消防長会会長、 東京消防庁消防総監
石村 英二郎	日本放送協会理事	高木 繁光	北海道消防協会会長
大森 彌	東京大学名誉教授	西元 徹也	NPO日本地雷処理を支援する 会会長、元統合幕僚会議議長
川島 正英	NPOスローライフジャパン 理事長、 地域活性化研究所代表	林 春男	京都大学防災研究所教授
倉田 毅	富山県衛生研究所所長、 前国立感染症研究所所長	林 麗子	鹿児島県婦人防火クラブ 連絡協議会会長
西川 孝純	共同通信社論説委員長	平野 敏右	千葉科学大学学長
齋藤 忠夫	東京大学名誉教授、 トヨタIT開発センター CTO	福澤 武	大手町・丸の内・有楽町地区 再開発計画推進協議会会長、 三菱地所会長
齋藤 博	全国市長会行政委員長、 埼玉県所沢市長	アリ・クリスティヌ	国連ハビタット親善大使
		南 直哉	東京電力顧問
		山本 文男	全国町村会長、福岡県添田町長
		山本 保博	日本医科大学救急医学主任教授

Q1 なぜ事態対処法は必要なのですか。

武力攻撃事態を含め、国家の緊急事態に対処し得るよう必要な備えをしておくことは、独立国家としての当然の重要な課題です。とりわけ武力攻撃事態に対処するための態勢の整備は、国家が武力を行使するという国家・国民にとって最も重大な事態に備えるという意味で、国家の緊急事態への対処の基礎をなすものと考えています。一方、我が国を巡る安全保障環境が依然として不透明・不確実な中で発生した米国同時多発テロや武装不審船事案は、国民に大きな不安を与えるとともに、新たな危険に備えることの重要性を再認識させることとなり、国家の緊急事態にすき間なく対処し得る態勢の整備はますます重要になっています。

事態対処法は、いかなる事態にも対応できる安全な国づくりを進め、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に万全を期すため、国家の緊急事態への対処の中核となる考え方を示すとともに、武力攻撃事態に国全体として整合のとれた対処を行い得る態勢を整備するものです。

Q2 「国民保護計画」は、どのような内容が盛り込まれているのですか。また、地域防災計画との関係は、どのように考えればよいのですか。

地方公共団体の「国民保護計画」は、国が定める基本指針に基づいて、当該地方公共団体の国民の保護のための措置の実施体制、住民の避難や救援に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などが盛り込まれています。また、都道府県の国民保護計画においては、市町村及び指定地方公共機関が計画を定める際の基準となる事項についても定められています。

地域防災計画の内容を参考に定めることができる事項もありますが、災害時には想定されない地方公共団体の区域を越えた避難に関する事項など武力攻撃事態等に特有の内容も多く、地域防災計画とは別の計画として作成する必要があります。

なお、国民保護計画の変更に当たっては、関係機関の代表者で構成する国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事は内閣総理大臣に、市町村長は都道府県知事に、それぞれ協議することとしています。また、都道府県の計画において、他の都道府県と関係を有する事項を定めるときは、当該都道府県知事の意見を聴くこととしています。

Q3

国民保護協議会について、構成員はどのような人が選ばれるのですか。また、防災会議の構成員との関係はどのように考えればよいのですか。

都道府県国民保護協議会の構成員は、

- ・ 指定地方行政機関の長又は職員
- ・ 自衛隊に所属する者
- ・ 副知事、教育長、警察本部長その他の都道府県職員
- ・ 区域内の市町村の長及び消防長
- ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員
- ・ 知識又は経験を有する者

のうちから都道府県知事が任命します。

また、市町村国民保護協議会の構成員は、

- ・ 指定地方行政機関の職員
- ・ 自衛隊に所属する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 助役、教育長、消防長その他の市町村職員
- ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員
- ・ 知識又は経験を有する者

のうちから市町村長が任命します。

なお、国民保護協議会と地方防災会議の構成員が重複することは差し支えありません。

Q4

**指定地方公共機関とはどのような機関ですか？
また、その指定に当たって留意する事項は何ですか？**

指定地方公共機関は、国民保護法第2条第2項において、「都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの」と規定されています。

また、指定地方公共機関は、国民保護法の規定に基づき、その業務について業務計画を作成し、当該計画に定めるところにより、国民の保護のための措置を実施する責務を有しており、その指定に当たっては、この指定地方公共機関に求められる国民の保護のための措置を十分に考慮して検討することが重要です。

消防庁では、指定地方公共機関の指定などに関する事項について「指定地方公共機関の指定に係る留意事項について」（平成16年9月17日消防国第2号）及び「指定地方公共機関の指定等について」（平成16年12月3日消防国第14号）を通知していますので参考にしてください（消防庁HPに掲載しています。）。

【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。

【武力攻撃事態等】

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。

【国民の保護のための措置】

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいいます。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことです。

【有事関連三法（武力攻撃事態関連三法）】

「安全保障会議設置法の一部を改正する法律」、「事態対処法」、「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律」の三法を指します。

【国民保護法制整備本部】

平成15年6月に国民保護のための法制に関し、広く国民の意見を求め、その整備を迅速かつ集中的に推進するため、内閣官房長官を本部長とする国民保護法制整備本部が設置されました。

なお、国民保護法制整備本部は、平成16年9月17日に廃止されています。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

【災害対策基本法】

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律です。

【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいいます。

【対処措置】

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがあります。

【基本指針】

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。平成17年3月に「国民の保護に関する基本指針」として閣議決定されており、指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものです。

【国民保護計画】

指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画です。

【国民保護協議会】

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会です。

【地方公共団体】

普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などがあります。

【指定行政機関】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁です。

【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で160法人（平成19年3月末日現在）が指定されています。

【指定地方行政機関】

指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で政令で定められています。

【国民保護業務計画】

指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画です。

【避難実施要領】

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領です。

【生活関連等施設】

発電所、浄水施設、危険物等の取扱所など国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のことです。

【安全保障会議】

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議です。

【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織です。

【国民保護モデル計画】

都道府県や市町村が作成する国民保護計画のモデルとして消防庁が作成した計画のことをいいます。都道府県国民保護モデル計画は平成17年3月に、市町村国民保護モデル計画は、平成18年1月に作成されました。

※有事において国民の皆さんがどのように行動すればよいか等についてまとめた国民向けパンフレット「武力攻撃やテロなどから身を守るために」も参照ください。国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)に掲載されています。



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

<電話> 03-5253-5111 (代表)

03-5253-7550～1 (国民保護室・国民保護運用室)

<FAX> 03-5253-7543

<交通>

東京メトロ地下鉄丸の内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関」駅下車

東京メトロ地下鉄有楽町線「桜田門」駅下車

<ホームページアドレス>

<http://www.fdma.go.jp>